単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

（担当：中溝、金﨑　電話　222-3952）

件　　名	（単価契約）不用物品売却（古紙類　東部・山科まち美化事務所）上半期
予 定 数 量	（新聞類）　６５，０００ kg／半期 （ダンボール類）　４８０，０００ kg／半期 （雑がみ）　５６０，０００ kg／半期
契 約 期 間	令和９年４月１日　～　令和９年９月３０日
契 約 条 件	欄外「売却に関する仕様書」のとおり

売却に関する仕様書

本仕様書は、令和９年度上半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された「新聞類」及び「ダンボール類」並びに雑誌、チラシ、紙箱等の「雑がみ」（以下「古紙類」という。）を、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

１　甲が売却により乙へ引き渡す古紙類は、甲が定期収集及び市民からの持ち込みなどにより回収し、以下のストックヤードで保管し、引き渡すものとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

名称	所在地
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34-3
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3
東北部クリーンセンター（※）	京都市左京区静市市原町 1339

※ ダンボール類のみ

２　乙のストックヤードへの引取回数、曜日（祝日を含む月曜日～土曜日）は別紙のとおりとする。

なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。

３　乙は、古紙類の引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　引取当日に全量を引き取ることとし、万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。

⑵　ストックヤードの引取時間帯は、９時から１３時まで、及び１４時から１６時３０分までとする。

⑶　乙は甲が直接搬入可能な受入施設を準備すること。

なお、山科まち美化事務所については、事務所から半径５ｋｍ圏内にあり、パッカー車（２ｔ程度）及び軽四輪車での搬入が可能な受け入れ施設を準備すること。

⑷　東北部クリーンセンターについては、回収後、地面等に残った紙ごみ等を清掃のうえ、作業完了後の写真を撮り、甲にメールで報告すること。

⑸　甲は各ストックヤードの保管量が超過した場合、スポットでの引き取り要請を行うことができる。この場合、乙は正当な理由がない限りこれに応じるものとし、速やかに引き取りを行わなければならない。

⑹　その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。

４　乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

５　乙は、古紙類の積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。

⑵　甲の職員の作業に支障を生じないよう注意すること。

⑶　作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。

⑷　作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。

6　乙は、古紙類の売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。
⑴　ストックヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
⑵　毎月月末を締切りとし、翌月５日までに見積書を提出すること。
⑶　甲の発行する納入通知書により、発行日から１４日以内に代金を納入すること。
⑷　京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

7　引き取った古紙類に含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。

8　予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

9　本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。

【別紙】

		月			火			水			木			金			土		
		新聞	雑がみ	ダンボール	新聞	雑がみ	ダンボール	新聞	雑がみ	ダンボール	新聞	雑がみ	ダンボール	新聞	雑がみ	ダンボール	新聞	雑がみ	ダンボール
東部まち美化事務所	AM				○	○	○							○	○	○	－	－	－
	PM	○	○	○	○（※）	○（※）	○（※）	○（※）	○（※）	○（※）	○	○	○				－	－	－
山科まち美化事務所	AM							○	○	○	○	○	○				－	－	－
	PM	○	○	○												○	○	○	○
東北部クリーンセンター	AM									○			○				－	－	－
	PM																－	－	－

※　東部まち美化事務所について、火曜日及び水曜日（第5週目は除く。）の午後は、4t程度積載が可能な車両をダンボール・古紙類（新聞・雑がみ類）各品目1台以上配車し、引取りを行うこと。